第二百十九条中「、児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当児童デイサービス」という。）」を削る。

第二百二十条第一項第四号中「、ロに掲げる利用者の数を五で除して得た額」を削り、同号中ロを削り、ハをロとする。

第二百二十三条第一項中「、第二百二十三条第三項において準用する第百一条第二項及び第三項」を削り、「第四項及び第六項」を「第三項及び第五項」に、「第二百二十三条第四項」に改め、「、第二百二十三条第三項において準用する第百一条第二項」及び「第二百二十三条第三項において準用する第二十九条又は」を削り、「第二項及び第四項から第六項」を「第二項から第五項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第八十八条まで」の下に「、第九十条」を加え、「第百六条」を削り、「、第百六条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を「、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第八十八条まで」の下に「、第九十条」を加え、「第百六条」を削り、「、第百六条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を「、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十三条、第十五条及び第十八条の二中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十九条中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間」を「当分の間」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二十四条　障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」の下に「・第六条の二」を加える。

第一条第一号中「第四条」の下に「、第四条の二」を加える。

第二条第五号中「第二十二条第四項」を「第二十二条第七項」に改め、同条第六号中「第二十二条第五項」を「第二十二条第八項」に改め、同条第十二号中「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に改め、同条第十四号中「第二十九条第五項」を「第二十九条第四項」に改める。

第四条第一項第一号イの(2)の(ﾆ)を次のように改める。

(ﾆ)　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ｲ)及び(ﾛ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(ｲ)　(i)から(iii)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

(i)　平均障害程度区分が四未満　利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。）の数を六で除した数

(ii)　平均障害程度区分が四以上五未満　利用者の数を五で除した数

(iii)　平均障害程度区分が五以上　利用者の数を三で除した数

(ﾛ)　(ｲ)(i)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

第四条第一項第五号イの(1)中「又は就労移行支援を受ける利用者」を「、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　就労継続支援Ｂ型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）を行う場合

イ　就労継続支援Ｂ型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)　職業指導員及び生活支援員

(ｲ)　職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

(ﾛ)　職業指導員の数は、一以上とする。

(ﾊ)　生活支援員の数は、一以上とする。

(2)　サービス管理責任者　(ｲ)又は(ﾛ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ｲ)又は(ﾛ)に定める数

(ｲ)　利用者の数が六十以下　一以上

(ﾛ)　利用者の数が六十一以上　一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ　イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ハ　イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第四条第三項中「若しくは就労移行支援」を「、就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（従業者の員数に関する特例）

第四条の二　指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第六条の二において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第六条の二において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。第六条の二において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。第六条の二において「指定入所施設基準」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなすことができる。

第五条第一項中「前条」を「第四条」に、「並びに第四号ハ」を「、第四号ハ」に改め、「及びニ」の下に「並びに第五号ロ」を加え、同条第二項中「並びに第四号イ(3)、ロ(2)及びホ」を「、第四号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第五号イ(2)及びハ」に改める。

第二章第二節中第六条の次に次の一条を加える。

（設備に関する特例）

第六条の二　指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準第五条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。